



(3/21 例会より)

「原発損害賠償の現場で」

会員 村上 重俊 君



原発事故の発生状況は以下の通りだが…

① 2011年3月11日午後3時27分
津波到達

② 2011年3月12日午後3時36分
1号機で水素爆発

③ 2011年3月14日午前11時1分
3号機で水素爆発

④ 2011年3月15日午前6時頃
2号機及び4号機で水素爆発

事故直後から原子炉格納容器の破損は確認されていた。

2011年3月26日原子力資料情報室は、原子力安全保安院が公表したパラメーターに基づき福島原発1号機の状況について解説した。パラメーターとは、プラントパラメーター(原子炉の状態)で、福島第一原発の原子炉1～5号の水位・温度・圧力・放射線量などであるが、別紙グラフは福島第一原発1号機のパラメーターで、事故直後から格納容器の圧力や水位が著しく低下していることを示しており、既にこの時点で原子炉格納容器の破損は明らかで、メルトダウンの発生が推測されると解説した。

驚くべきことに、福島第一原発は、わざわざ12m以上台地を掘削して建設された。この掘削がなければ津波の被害は生じなかった。実際、女川原発は高台に建設されたため原子炉本体の損傷を免れた。東電が

なぜ、そんなに掘削したのか、理由は不明である。また、電源を使用しないでも作動する非常用復水器(IC)が活用されなかった。現場の社員が無知で手動停止したのが原因である。(原子力基盤機構報告書)このシステムが作動していれば、少なくとも7時間の余裕が生まれ、水素爆発を防ぐ対策(ICへの給水、その他の非常措置)を講ずる余裕が生まれたと考えられる。東電社員は、幹部すら電源喪失時にこの装置が一旦停止することを知らなかったため、装置が稼働しないまま空焚き状態が継続し、過ちに気づいた時には現場に近づけないほど放射能の値が高くなっていた。(NHKスペシャル、23年12月18日付朝日新聞等)

政府の福島原発事故調査・検証委員会、1号機の全運転員が非常用の冷却装置を作動させた経験が無いことを明らかにしている。(12月26日付日経新聞)

そもそも、大地震・津波の発生の危険性が軽視されていた。

① 1978年原子力委員会が耐震基準指針を28年ぶりに改正(旧指針)

② 旧指針改定を検討する原子力安全委員会耐震指針検討分科会(2006年8月28日)で、著名な地震学者である石橋克彦神戸大学名誉教授は、当分科会の議論は活断層想定危険性を過小評価しているとして委員を辞任した。

③ 2006年9月19日原子力安全委員会は、耐震基準指針を分科会の方針通り改正した。

④ 2009年6月及び7月の原子力安全・保安部会 耐震・構造設計小委員会 地震・津波・地質・地盤 合同WG(ワーキンググループ)の議事録には、岡村行信委員が、WGは1938年の塩屋崎地震(M7.36)を前提に地震規模を想定しているが、869年に起きた貞観地震は、東北大学の佐竹教授の研究によれば、少なくともM8.5前後で、塩屋崎地

震とは比べものにならない大規模な津波が起きており、これは2004年に起きたスマトラ沖地震と同様に連動型地震であったと指摘した。しかし、東京電力担当者(西村)は被害がそれほど見あたらないと否定し、事務局(経産省職員)も7月の会議で再調査したが貞観地震の規模は、塩屋崎地震より小規模であったと断定し、反論を封じた。

貞観地震は平安時代の歴史書(日本三大実録)に記載されている。その前後に起きた災害は以下の通り。

863年(6年前)

今の富山県から新潟県にかけ大地震

864年(5年前)

富士山、阿蘇山が大噴火(貞観噴火)

868年(前年)

今の兵庫県で大地震(M7以上)

878年(9年後)

関東地方で大地震

887年(18年後)

南海地震(M8.0～8.5)

原発訴訟の歴史として、司法は介入を避けていた。

2009年4月23日 柏崎原発最高裁判決 耐震設計を遙かに上回る中越沖地震(2007年7月16日)が起き、安全審査の過誤・欠落が明らかになった。しかし、最高裁は法律判断のみを審理する立場であるから、事実認定は最高裁の役割ではないとして、住民側の上告を棄却した。

結論からすると、今回の最終的な落としどころは、国が汚染圏内の土地を買い上げて、中間処理施設を作るしかないということ。

また、東電は、一度倒産させて、債務整理をするべきである。東電OBは、平均、年700万円の年金をもらっている。国民感情から言っても、納得感が薄く、話が落ち着かないだろう。